

令和 7 年 11 月 11 日

第 11 回定例会  
議事録

文京区教育委員会

## 文京区教育委員会議事録

第 11 号

令和 7 年 第 11 回 定例会

日時：令和 7 年 11 月 11 日（火）午後 2 時

場所：区議会第二委員会室

### 「出 席」

|          |         |
|----------|---------|
| 教 育 長    | 丹 羽 惠玲奈 |
| 教育長職務代理者 | 清 水 俊 明 |
| 委 員 員    | 小 川 賀 代 |
| 委 員 員    | 福 田 雅   |
| 委 員 員    | 中 野 圓 佳 |

### 「説明のために出席した教育局職員」

|             |         |
|-------------|---------|
| 教 育 推 進 部 長 | 吉 田 雄 大 |
| 教 育 総 務 課 長 | 熱 田 直 道 |
| 学 務 課 長     | 宮 原 直 務 |
| 教育推進部副参事    | 内 山 真 宏 |
| 教育施策推進担当課長  | 藤 咲 秀 修 |
| 児童青少年課長     | 日比谷 光 輝 |
| 教育センター所長    | 木 内 恵 美 |

### 「書 記」

|           |         |
|-----------|---------|
| 庶 務 係 長   | 大 川 育 子 |
| 庶 務 係 主 査 | 平 手 由佳莉 |

令和 7 年

## 第 11 回教育委員会定例会

令和 7 年 11 月 11 日 (火) 午後 2 時  
場 所 第二委員会室  
議事録署名人 清水俊明委員

### 第 1 報告事項

- (1) 令和 6 年度文京区一般会計歳入歳出（教育局）決算について (資料第 1 号)
- (2) 令和 8 年度重点施策について (資料第 2 号)
- (3) 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について (資料第 3 号)
- (4) 都型学童クラブの東京都認証学童クラブ事業への移行について (資料第 4 号)
- (5) 文京区立児童館指定管理者の評価結果について (資料第 5 号)
- (6) 文京区立千石児童館の指定管理者候補者の選定結果について (資料第 6 号)

### 第 2 その他の事項

《参考資料》事業（行事）実施状況及び各施設の利用状況等

「開 会」

(14:00)

○丹羽教育長 それでは、第 11 回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、中野委員がオンラインでのご出席、そのほかの委員は対面でご出席いただいております。理事者は、山岸教育指導課長と猪岡真砂中央図書館長が欠席しております。

本日の議事録署名人でございますが、清水委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(はい)

## 第 1 報告事項

### (1) 令和 6 年度文京区一般会計歳入歳出（教育局）決算について

○丹羽教育長 次に、議事日程に入ります。

最初に、報告事項です。本日は 6 件ございます。

最初に、(1)「令和 6 年度文京区一般会計歳入歳出（教育局）決算について」です。この件について、説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、令和 6 年度文京区一般会計歳入歳出（教育局）決算につきましてご説明いたします。資料第 1 号をご覧ください。A4 横の資料になっております。

こちらは、去る 10 月 20 日の区議会本会議で認定されました令和 6 年度文京区一般会計歳入歳出決算のうち、教育局に関する部分でございます。例年どおり、教育局の決算のうち、児童青少年課と教育センターの一部の事業につきましては民生費に計上してございます。

まず、1 ページが教育費の歳入になります。12 款の分担金及び負担金から 20 款の寄付金までございまして、収入済額の合計が 50 億 674 万 11 円となっております。予算現額が 50 億 9663 万 7000 円ですので、収入率は 98.2% となっております。

おめくりいただきまして、2 ページ目が民生費の歳入になります。こちらも一番下の欄でございますけれども、収入済額の合計が、12 億 308 万 4192 円ということで、予算現額 12 億 5463 万 9000 円に対しまして、収入率 96% となっております。

続きまして、3 ページが教育費の歳出になります。左上の支出済額が 207 億 9043 万 2747 円ということで、予算現額 216 億 3410 万 1000 円に対しまして、執行率 96.1% となっております。主な不用額につきましてはこの表の一番下のところに記載してございます。

教育費の各項別の主な事項を申し上げますと、まず、1 項の教育総務費につきましては職員給与費や学校施設建設整備基金などがございます。2 項の学校教育費では学校・幼稚園運営管理費や小学校等改築、また学校施設快適性向上など多くの事項がございます。また、令和 6 年度は学校給食の給食費の無償化に関する事業も加わっているところでございます。3 項、校外施設費につきましては八ヶ岳高原学園や魚沼の移動教室など、4 項、社会教育費では青少年事業費や文化財保護、5 項の図書館費につきましては図書館運営費などがございます。

おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。民生費の歳出となります。一番上の欄、支出済額が33億8945万8900円で、予算現額35億8363万3000円に対しまして、執行率94.6%になっております。こちらも主な不用額は一番下のところに記載しております。

民生費の各項の主な事項を申し上げますと、1項の社会福祉費には青少年健全育成事業や青少年プラザ運営経費など、2項の心身障害者福祉費は児童発達支援事業や相談支援事業など、3項の児童福祉費では児童館維持管理費や学童保育事業などがございます。

最後に、5ページをご覧ください。区の一般会計と教育費の前年度の増減を示す比較表となっております。令和6年度の区全体の一般会計の歳出額が約1359億円となっておりますが、これに対して教育費の歳出額が約207億9000万円となっております。この一般会計の中で教育費が占める割合は15.3%となっております。

資料第1号につきまして、説明は以上です。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

では、次の報告事項に移ります。

## （2）令和8年度重点施策について

○丹羽教育長 「令和8年度重点施策について」。ご説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、資料第2号、令和8年度重点施策についてご説明いたします。

初めに、1「重点施策の位置付け」でございますが、次年度の区全体の予算編成において、重点的に推進すべき優先度の高い施策を選定したものです。

2「重点施策の選定方法（重点項目）」でございますが、①「主要課題の解決につながる施策」、②「区制80周年記念に関する施策」、③「持続可能な行財政運営を推進する施策」、④「その他、区として重点的に推進する必要があると認められる施策」となっております。

3「重点施策一覧表」は、区全体の重点施策のうち、教育局に関係する17事業を抜粋して表にしているものでございます。

主な事業についてご説明いたします。1ページの29「区立小中学校改築等に活用する仮校舎整備事業」は新規となっております。こちらは区が取得した東邦音楽大学文京キャンパス敷地に、「(仮称)大塚四丁目仮校舎」を建設し、老朽化に伴う複数校の区立小中学校の改築等に活用するものでございます。30「図書館におけるICT化の推進～いつでもどこでも図書館～」も新規の事業になりますし、時間や場所にとらわれない図書館の新たな利用を推進するため、3D書架の構築、シビックセンターへの図書貸出ボックスの設置、小中高校生世代向けの電子書籍の充実及び電子書籍のID・パスワードの交付等を行うものです。31「みんなの学びサポート事業」は、今年度既に始まっている事業ですが、区の重点施策としては新規という形になっております。日本語の理解が不十分な児童・生徒に対するサポート教室等を行うものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。34「育成室待機児童解消加速化プラン」はレベルアップの事業となっております。民間賃貸物件を活用した育成室の整備や認証学童クラブの誘致促進により、早期の待機児童解消を目指すとともに、放課後全児童向け事業の充実等により、待機児童の家

庭をサポートするものでございます。同じく 2 ページの 36 番から 3 ページの 43 番にかけては、学校施設の改築・改修等の事業となっております。

なお、3 ページの③「持続可能な行財政運営を推進する施策」に事業が 2 つ掲載されております。こちらにつきましては、1 ページの①「主要課題の解決につながる施策」の再掲となっております。

資料第 2 号につきまして、説明は以上でございます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○清水委員 36 から 39 までが小学校の改築関係だと思うのですけれども、39 の千駄木だけ事業経費が 0 です。これはなぜ 0 なのかを教えてください。

○学務課長 千駄木小学校につきましては、今設計に入りまして、来年度はちょうどその中間年ということで、予算額としては入っておりません。この後、最終的に成果物が出た段階でお支払いする形になります。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、報告事項の（3）に移ります。

### （3）文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について

○丹羽委員長 「文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について」でございます。

○学務課長 それでは、資料第 3 号に基づきまして、ご報告申し上げます。

初めに、1 ページ目をご覧ください。指定管理者は軽井沢フード株式会社になります。

管理運営施設は、文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園です。

評価の経緯につきましては、まず教育推進部に設置しました指定管理者評価検討会において、本年 7 月に一次評価を実施いたしました。また、八ヶ岳高原学園は指定期間が 5 年のため、3 年目に当たる本年度は管理運営実績について、学識経験者等の外部委員と所管部以外の職員によって構成される評価委員会において二次評価を実施しております。

評価結果につきましては、次の 2 ページ目をご覧ください。左側にあります「分野評価」と書いてあるところですが、一次評価、二次評価ともに「サービス向上の有効性」で B (優れている) の評価となり、総合評価においても 88 点中 71 点で B (優れている) の評価でございました。

3 ページ以降が評価報告書となっておりまして、こちらの 8 ページから 11 ページにかけてが一次評価、13 ページから 15 ページにかけてが二次評価においての評価理由等を記載しているところでございます。

報告は以上となります。

○丹羽教育長 それでは、この件について、ご意見、質問等はありますでしょうか。

○福田委員 現時点ではもちろん中間のものだと思うのですが、十分に継続に値するような評価という理解でいいんですね。

○学務課長 今回、B (優れている) という評価になりましたので、委員おっしゃるとおり、現時点では継続に値する評価をしているものと考えております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○清水委員 「管理運営の適正性」の評価が全部3で、得点も3です。例えば、⑪「金銭の管理が適正に行われたか」は、完全に適正に行われてはいるのですが満点ではないということです。これは特に優れているとは言えないから、3点なのか。すなわち、4点になる可能性がまだあるのか。それについてはいかがでしょうか。

○学務課長 評価としましては、期待水準を満たしているものを3と考えております。待遇改善等の効果もあって、離職とか欠員リスクを抑制しつつ、年間を通じてサービス水準は維持できておりますし、重大なサービス低下や苦情の増加もなかったので、期待水準は十分に満たしていると考えての3で評価しております。

○清水委員 ⑫はサービスですけれども、⑪の金銭の管理ということに関しては。

○学務課長 失礼しました。金銭の管理につきましても、出納管理を確認させていただいて、適正にできておりますので、やはり期待水準を満たしていると考えての3の評価としております。

○清水委員 それ以上の点数はつけられないということなんですかね。

○学務課長 金銭の管理につきましては、正直、それよりも上はなかなかつけにくい項目だと認識しております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○中野委員 聞き逃したかもしれないんですけども、これは一次評価と二次評価の違いと、今回の資料は別紙1が7月に行われた一次評価なのかなと思うのです。二次評価の結果も出ているんでしょうか。

○学務課長 一次評価につきましては、教育推進部の職員を中心としまして評価をしているところでございます。二次評価につきましては、学識経験者と外部の委員と所管部以外の職員が行っているということで、評価者が異なります。また、一次評価は7月に実施し、8ページから11ページにかけてが一次評価をしたものになります。これに対して、13ページから15ページが二次評価。一次評価は適正であったかどうかを外部委員等で評価していただいた結果になっております。

○丹羽教育長 6ページの評価検討会委員が一次評価をした人たちですかね。

○学務課長 はい。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小川委員 6ページが一次評価の委員ということだとしたら、二次評価の委員はどこに記載されているのか教えてください。

○学務課長 二次評価者のお名前等についてはこの資料に記載はございません。

○丹羽教育長 どういう方々というのは。

○学務課長 今回、この資料は、教育委員会の報告という形で指定管理者の評価の部分だけになってしましましたが、全体としては総務部のほうで二次評価を行っておりまして、総務部の契約管財課のほうで人選しました学識経験者と、庁内の企画政策部長や総務部長といった教育部門とは関係のない部署の管理職を中心とした評価者で行っているところでございます。

○小川委員 でも、評価者が非公開なら仕方がないかなと思うのですけれども、公開なのだとしたら、やはりどこかに評価者の具体的な名前が出ているといいのではないかなと思いました。

○学務課長 確認いたしまして、資料の構成につきましては検討したいと思います。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○中野委員 追加で、一次評価を見ると、例えば食事がおいしくとか、アンケートの結果を踏まえて評価されているようなんですかけれども、二次評価の方々は基本的には現地に足を運ぶとかいったことはなく、資料を見て二次評価をされているということなんでしょうか。

○学務課長 委員ご認識のとおりでございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に、報告事項の（4）に進みます。

#### （4）都型学童クラブの東京都認証学童クラブ事業への移行について

○丹羽教育長 報告事項（4）は「都型学童クラブの東京都認証学童クラブ事業への移行について」です。この件について説明をお願いします。

○児童青少年課長 資料第4号に基づきまして、都型学童クラブの東京都認証学童クラブ事業への移行についてご説明いたします。

東京都において、国基準に都独自の基準を加えた認証学童クラブ制度が創設され、運用が開始されているところであります。これを受けまして、現行の区内の民設民営の都型学童クラブにつきまして、質の向上を図り、保護者の多様なニーズにも応えていくため、認証学童クラブへの移行をするものでございます。

現行制度からの主な変更点ですが、主に専用区画、児童数の規模、職員体制などの基準が現状の基準を上回るものであります。来年度より各施設がこれら基準を満たした運用を予定しているところでございます。

今後のスケジュールですが、令和8年1月に東京都に対して認証学童クラブ設置申請をいたしまして、令和8年度より、現状の都型学童クラブが都認証学童クラブとして運営を開始する予定でございます。

2ページ目、対象施設は、現状の都型学童クラブを全て移行対象としております。

説明は以上になります。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

○清水委員 現行の規模が「10人～70人」ということで、今後は移行措置45はありますけれども、40人ということで、もし70人のところがあれば、あふれる人が出るのかなと思うのです。現状としてマックスがどのくらいかを教えてください。

○児童青少年課長 現状で都型学童クラブの基準として70名とありますが、実際に1支援で現状の基準を満たすような定員設置をしているところもございますし、広さとの兼ね合いでの定員の微調整というところはあるかもしれません、おおむねその定員が多くて減るといった状況ではございません。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小川委員 ただいまの説明で、現在のところ既に改正後の規模になっているところがほとんどだということだったのですけれども、これを満たしていないところも現状はまだあるというご回答と判断しました。その場合、入れない子どもが出てきてしまったり、利用料につきましても、現状よ

りは利用制限が結構出てくる形になるかと思うのですけれども、このときに安全面を考慮した上で実際に運用できる見通しが立っているのかどうかを教えてください。

○児童青少年課長 現状、都型学童クラブの事業者に対しては常にヒアリング等を行っておりまして、現状を確認しているところでございますが、今、説明資料にある全ての基準を満たしていない部分は確かにございます。この中で、例えば職員の体制が、2名から3名以上ということになります。こういったところから、現状の保育の中で対応しているところもありますし、来年度の4月に向けてこういう体制を組む予定だという状況である事業者もございます。そういったところは来年度から3名体制になるという確認をとりながら申請を進めていきたいと考えているところでございます。

○小川委員 ご説明ありがとうございます。人件費が上がってくると、利用料についても人がたくさん手当をしなくちゃいけないということになって大変になるんじゃないかと想像するのですけれども、そのとき利用料も現在は上限が設けられていないということで、今回、上限も設けられることになるようです。これは現状の状況に比べてやっている金額なのか。それとも、ちょっと工夫が必要な状況なのかということを教えてください。

○児童青少年課長 確かに、利用料のところだけ見ると、事業者から見れば収入が減ることになりますが、認証学童クラブのほうが補助金といいますか公的な資金、補助金額は多くなるという想定で、各事業者も、言い方は悪いですがそろばんをはじいて、収支を計算しながら現状のところで来年度の4月に向けて移行できるという方向性で取り組んでいるところでございます。

○小川委員 公的補助金の増額があるということで運営は問題ないという理解で正しいでしょうか。

○児童青少年課長 ご認識のとおりで正しいです。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

#### （5）文京区立児童館指定管理者の評価結果について

○丹羽教育長 次に、報告事項の（5）「文京区立児童館指定管理者の評価結果について」です。

○児童青少年課長 続きまして、資料第5号、文京区立児童館指定管理者の令和6年度の評価結果についてご報告いたします。

まず、管理運営施設及び指定管理者ですが、千石児童館、根津児童館及び目白台第二児童館とも株式会社日本保育サービスとなります。

評価の経過ですが、令和7年7月に各評価検討会において一次評価を実施いたしました。

評価結果ですが、2ページ目をご覧ください。まず、千石児童館ですが、「サービス向上の有効性」がB、「経費の効率性」がC、「管理運営の適正性」がBとなりまして、総合評価は「優れている」とされるBとなっております。根津児童館及び目白台第二児童館ですが、「サービス向上の有効性」がC、「経費の効率性」がC、「管理運営の適正性」がCとなり、「おおむね適正である」のCとなっております。

評価報告書につきましては、3ページ以降のとおりでございます。

簡単でございますが、説明は以上となります。

○丹羽教育長 ご説明ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等が

ありましたら、お願ひします。

○中野委員 特にC評価のほうについて、配点を拝見して、満点じゃないものが多いのかなと思うのですが、とりわけ満点から2点以上評価が下がっているものとか、低めな要因になっているところの説明があれば伺えますでしょうか。

○児童青少年課長 この2施設を比較すると、2点違うということになります。根津・目白台第二のほうが2点低いということですが、なぜ低いのかの主な要素としては、まず、根津・目白台第二は昨年度から指定管理者が変わりまして1年目というところもございますし、細かいところで申し上げますと、「サービス向上の有効性」の⑤「利用者アンケート等の結果で、利用者から高い評価を得られているか」というところにつきまして、千石児童館のほうは満足度が95.7%で4という評価がついております。根津・目白台第二のほうが標準の3、85.6と高いのですけれども、そこを比べると、千石児童館のほうがよりよい評価がついたという要素がまず一点あります。もう一点は、3番目の「管理運営の適正性」の人的配置のところが、千石児童館のほうがより手厚い人員配置をして運営しているというところで4がついている。ここの2点が、この2施設を比べて千石児童館のほうが高かったという評価のポイントになるかと思っております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

#### （6）文京区立千石児童館の指定管理者候補者の選定結果について

○丹羽教育長 続きまして、報告事項の（6）「文京区立千石児童館の指定管理者候補者の選定結果について」です。この件について説明をお願いします。

○児童青少年課長 資料第6号、文京区立千石児童館の指定管理者候補者の選定結果について、報告いたします。

先ほどの千石児童館の運営管理が今年度で終了いたしますので、次期の運営候補者の選定になります。

公の施設の名称につきましては、文京区立千石児童館となります。

選定された候補者は、株式会社日本保育サービスで、現在運営している事業者となります。

指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間になります。

募集方法につきましては、公募によって募集し、1団体の応募でした。

選定方法につきましては、書類による一次審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査、その各点を評価した結果、合計点が基準点1350点を上回ったため、株式会社日本保育サービスを指定管理者の候補者として選定したものでございます。

選定結果の詳細及び選定結果につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等がありましたら、お願ひします。

○清水委員 これまでに続いて日本保育サービスになるということです。根津・目白台第二も前回こちらのほうに変わったということで、今回もこの1社しか出ないのですけれども、競争によるメリットが全くなくなってしまうのかなと思います。例えば、ほかの地域、区ではどういったサービスが入っているかを教えてください。

○児童青少年課長 指定管理者の選定方法につきましては、当然、公募による募集ということで今取り組んでいるところでございますが、今回は結果的に1社だけだったということで、複数の業者が応募されることもございますので、この1社がずっと続くということではございません。指定管理の期間の選定の都度、公平性というところは担保しながら選定して、結果的に今回は1社だということでございます。

他区のところまでは確認できていません。

○清水委員 例えばこういう業者が最近減ってきてしまっているとか、そういう傾向があるというのはいかがでしょうか。

○児童青少年課長 恐らくそういうことではないと思います。児童館ではないですけれども、育成室の新規の開設のときも公募によってプロポーザル方式で募集しますが、最近、育成室のところで応募している事業者もございますので、一概に減っているというところではないと捉えております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

報告事項は終わります。

## 第2 その他の事項

○丹羽教育長 「その他の事項」に移ります。その他で何かございましたら、お願いいいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして第11回定例会は終了させていただきます。ありがとうございました。

(14:37)

令和 7 年 11 月 11 日

議事録署名人

教育長

委員